

『退職者医療制度』

現在国民健康保険に加入しており、長い間会社などに勤めていて年金をもらっている七十歳未満の人及びその家族は「退職者医療制度」という新しい制度に移行されます。

○どんな人が加入するのか
一、国民健康保険に加入している人
二、厚生年金や共済組合などの被用者年金から、老齢(退職)年金を受けている人。
三、四十歳以後の被用者年金加入期間が十年以上あつて通算老齢(退職)年金を受けている人。

四、被保険者本人の配偶者三親等内で被保険者本人と同居世帯で、主として被保険者本人により生計を維持している人(但し、年間収入が百万以上ある人は非扶養者にはなりません。)

○どんな給付が受けられるか
退職者医療制度で診療を受ける場合には次のような給付が受けられます。
○退職者本人

掛かった医療費の八割(自己負担二割)

○扶養家族

外来受診は、七割(自己負担三割)
入院は、八割(自己負担二割)

○届け出はどうするか。

「年金証書」が届いたら十四日以内に退職者医療制度の加入届けを出しましょう。

○「交通事故にあつたら国保に届け出を」

○国保で治療を受けることができます。

交通事故や傷害事件など第三者から傷害を受けてお医者さんに掛かった場合でも、国保を使って医療を受けることができます。この場合、次の条件や手続きがあります。

○加害者から現実に治療費を受け取つていれば、国保は使えません。

○国保を使い診療を受ける時は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。届出により、国保で治療を行うようになり、国保から

病院(治療費の七割分、または八割分)へ支払うこととなります。これについては後日被害者の方に代わつて国保が加害者へ請求することになります。

○届出に必要な書類

保険証・印鑑・交通事故証明書(揃わない時は後日でも可)

○国保を支える保険税

国民健康保険制度は、困った時に、お互いに助け合うという相互扶助を目的として生まれた制度です。国保に加入すると同時に世帯主は、保険税を負担していただくこととなります。保険税は皆さんが病気やケガをしたときの費用に当てられ、国などからの補助金と合わせて、国保運営には重要な財源となります。

○保険税の計算の仕方
保険税は次の計算方法によつて算出した額の合計が一年間の保険税となります。

所得割額 世帯の所得に応じて計算します。(百分の六九)

平等割額 一世帯にいくらかと定額で計算します。(一万二千元)
均等割額 世帯の加入者の数に応じて計算します。(一万一千円)

資産割 世帯の固定資産税額(償却資産税額は除く)に応じて計算します。(百分の四十三)

年度の途中で被保険者が加入したり、やめたりした時は、保険税は月割で計算されます。

国民健康保険税の滞納者に対する措置が設けられました。

○国民健康保険法の改正により国保税を滞納すると次のような措置がとられます。

①保険税を交付することができなくなります。

災害その他、政令で定める特別な事情がないのに保険税を滞納している世帯へは保険税を交付することができなくなります。

②被保険者資格証明書を発行します。

③お年寄りなどの場合
七十歳(ねたきりの人は六十五歳)以上のいわゆる老人

保健制度で医療を受けている人、または公費医療を受けている人には、別の保険証をお渡ししますのでそれにより診療を受けて下さい。

④被保険者資格証明書で医療を受けると

お医者さんで診療を受けた場合、一時全額(十割)を支払うことになり、後日申請をすれば、国保から七割(または八割)相当額をお支払いすることになります。

⑤保険税を交付するとき
保険税を完納されたとき、または、滞納額が減少したときあるいは政令で定める特別の事情があるときは、あらためて保険税をお渡しします。

⑥保険給付の差し止め
政令で定められた特別の事情がないのに保険税を滞納しますと、国保で行っている保険給付(療養の給付、高額療養費、療養費、助産費)の全部または、その一部を差し止めることがあります。

⑦以上の措置は、昭和六十三年四月一日から実施する予定であります。

○現在交付してある保険証は、三月三十一日を以つて有効期限が満了となりますので、四月一日から新規保険証を交付致します。